平成３０年第２回定例会

奈井江町議会定例会会議録

平成３０年６月２０日　　開会

平成３０年６月２２日　　閉会

奈　井　江　町　議　会

平成３０年第２回奈井江町議会定例会

平成３０年６月２０日（水曜日）
午前９時５２分開会

〇議事日程（第１号）

第　１　会議録署名議員の指名について
第　２　会期の決定について
第　３　議長諸般報告①会務報告
②議会運営委員会報告
③委員会所管事務調査報告
④例月出納定例検査報告
第　４　行 政 報 告（町長、教育長）
第　５　町政一般質問（通告順）
第　６　報告第１号　平成２９年度奈井江町下水道事業会計予算繰越明許費繰越計算書について
第　７　報告第２号　奈井江町第６期まちづくり計画「前期実施計画」の変更について
第　８　議案第６号　奈井江町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
第　９　議案第１号　平成30年度奈井江町一般会計補正予算（第1号）
第１０　議案第２号　平成30年度奈井江町国民健康保険事業会計補正予算（第１号）
第１１　議案第３号　平成30年度奈井江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
第１２　議案第４号　平成30年度奈井江町下水道事業会計補正予算（第1号）
第１３　議案第５号　平成３０年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第１号）
第１４　請願第１号　義務教育費国庫負担制度堅持と負担率２分の１への復元、「３０人以下学級」の実現などに向けた教育予算の確保・拡充と就学保障の充実を求める意見書の採択を求める請願書

○ 出席議員（９名）

１番	大関光敏	２番	竹森　毅
３番	遠藤共子	４番	石川正人
５番	三浦きみ子	６番	森岡新二
７番	笹木利律子	８番	大矢雅史
９番	森山　務		

○ 欠席議員　なし

○ 地方自治法第１２１条により出席した者の氏名（１５名）

町長	北　良治
副町長	相澤　公
教育長	萬　博文
まちづくり参事	碓井直樹
健康ふれあい参事	小澤敏博
会計管理者	小澤克則
くらしと財務課長	馬場和浩
まちなみ課長	大津一由
おもいやり課長	石塚俊也
ふるさと商工観光課長	横山　誠
ふるさと農政課長	辻脇泰弘
教育委員会事務局長	松本正志
町立病院事務長	杉野和博
代表監査委員	中野浩二
農業委員会会長	千徳信行

〇欠席した者の氏名　なし

○ 職務のために出席した者の職氏名（２名）

議会事務局長	山﨑　静
議会庶務係長	東藤美妃代

（９時５２分）

開会・挨拶

●議長
　只今、出席議員９名で定足数に達していますので、平成３０年奈井江町議会第２回定例会を開会します。
　これから本日の会議を開きます。

日程第１　会議録署名議員の指名について

●議長
　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。
　会議録署名議員は、会議規則第１２２条の規定により、６番森岡議員、７番笹木議員を指名します。

日程第２　会期の決定について

●議長
　日程第２、会期の決定を議題とします。
　おはかりします。
　今期、定例会の会期は、本日から２２日までの３日間としたいと思います。
　ご異議ありませんか。

（異議なし）

●議長
　異議なしと認めます。
　会期は、本日から２２日までの３日間に決定しました。

日程第３　議長諸般報告　（９時５３分）
１．会務報告

●議長
　日程第３、議長諸般報告を行います。
　会務報告は、書面のとおりですので、ご了承願います。

２．議会運営委員会報告　（９時５４分）

●議長
議会運営委員会報告について、委員長の発言を許します。
議会運営委員長、４番石川議員。

（議会運営委員長　登壇）

●４番
皆さん、おはようございます。
平成３０年３月２日以降に開催された議会運営委員会の報告を致します。
平成３０年３月２日から本日まで、議会運営委員会は５回開催されております。
開催日順に報告致します。
委員会開催日３月５日、調査事項は、第１回定例会に関する議会運営等について。調査内容は、①意見案について。
委員会開催日３月８日及び３月１６日、調査事項は、第１回定例会に関する議会運営について。調査内容は、①追加議案について。
委員会開催日４月２５日、調査事項は、第１回臨時会に関する議会運営について。調査内容は、①会期及び議事日程について、②議案審議について。
委員会開催日６月１５日、調査事項は、第２回定例会に関する議会運営について。調査内容は、①会期及び議事日程について、②町政一般質問について、③議案審議について、④請願、意見案、陳情の取扱いについて、⑤会議案、調査について、⑥町政懇談会について、⑦都市計画審議会委員の推薦について、⑧その他についてであります。
以上、議会運営委員会の報告と致します。

３．委員会所管事務調査報告　（９時５６分）
（まちづくり常任委員会）

●議長
委員会所管事務調査報告について、委員長の発言を許します。
まちづくり常任委員長、３番遠藤議員。

（まちづくり常任委員長　登壇）

●３番
皆さん、おはようございます。
それでは、第１回定例会におき、付託されました事項について、調査が終了しておりますので、結果をご報告致します。

委員会開催日４月１９日、調査事項、調査第１号「中山間事業と担い手対策について（現地調査含む）」

説明員、調査内容につきましては、記載のとおりです。

資料は、別紙のとおりです。

意見・要望と致しまして、中山間事業においては、不利な条件の農地の耕作放棄地を防ぎ、担い手対策では、次世代を担う農業者を確保し支援する重要な事業である。

高齢化による離農はあるものの適切に農地が引き継がれていることを評価する。

担い手対策事業については、農業者の意向が反映されるよう関係機関と十分に連携を図り、育成支援に努めていただきたい。

今後においては、町としても新規就農者や担い手の確保のために、事業概要や担い手への支援策などを積極的に情報発信するなど、本町の農業振興の活性化に引き続き努めていただきたい。

委員会開催日５月１１日、調査事項、調査第２号「廃棄物処理について（現地調査含む）」

説明員、調査内容につきましては、記載のとおりです。

資料は、別紙のとおりです。

意見・要望と致しまして、本町におけるごみの搬出量は、人口減少の中、可燃ごみと生ごみ等が増加傾向にあり、総量、人口一人当たりのごみ量ともに前年度を上回る量となっている。

資源ごみ、容器プラスチックが増加していることは、分別が進んできたことと評価するが、ごみの分別方法、減量化については町民の協力が不可欠であり、今後とも周知に努めていただきたい。

ごみ処理収集運搬委託等経費全体については、更なる検討を加え、経費節減に努力願いたい。

不法投棄対策では、防犯カメラの設置や警察との連携により減少傾向にあるものの、一部では改善されていない状況もあり、更なる対策の強化に努力願いたい。

委員会開催日５月１１日、調査事項、調査第３号「ふるさと納税について」

説明員、調査内容につきましては、記載のとおり。

資料は、別紙のとおりです。

意見・要望と致しまして、ふるさと納税について、寄付者の多くが関東圏在住者であり、寄付額が１万円の方が多く、また、当町では総務省の通達により、平成２９年度より返礼品の還元率を３割以下とすることを遵守していることが報告された。

広報活動については、定住対策とタイアップし東京や札幌でのＰＲ活動を引き続き取り組んでいただきたい。

また、具体的な政策のために短期的に募集するなどにも努力願いたい。

今後においては、町の貴重な自主財源であることから、一般米を含めた新たな返礼品の開拓、複数のポータルサイトの活用、収支のバランスを意識した事業運営に努めていただきたい。

委員会開催日５月１７日、調査事項、調査第４号「町立国保病院の管理運営につい

て」
説明員、調査内容につきましては、記載のとおり。
資料は、別紙のとおりです。
意見・要望と致しまして、新改革プランに対する決算額等について報告を受けた。
診療報酬の改定、医療従事者の都市部への集中など、自治体病院を取り巻く状況が厳しさを増す中、病棟の再編など経営の効率化に向けた取り組みを評価する。
今後とも、地域医療構想や地域包括ケアシステムの構築に向けて、病院の役割・機能の明確化を進めて行くこととなるが、町立国保病院は地域医療の重要な役割を果たしていることから、新改革プラン等の取り組みを着実に進め、経営の健全化とともに、自治体病院として町民の期待と信頼に応えるよう努力願いたい。
以上、報告と致します。

（広報常任委員会） （１０時０２分）

●議長
広報常任委員長、５番三浦議員。

（広報常任委員長　登壇）

●５番
改めまして、おはようございます。
広報常任委員会の報告を行います。
委員会開催日３月１６日、調査事項、議会広報の実施、調査及び研究について。調査内容、①議会だより第１１号の誌面構成について。
委員会開催日３月３０日、調査事項、議会広報の実施、調査及び研究について。調査内容、①議会だより第１１号の校正について。
委員会開催日４月１１日、調査事項、議会広報の実施、調査及び研究について。調査内容、①議会だより第１１号の校正について、②議会懇談会アンケートについて。
委員会開催日４月１８日、調査事項、議会広報の実施、調査及び研究について。調査内容、①議会だより第１１号の校正について。
以上により、５月１日に議会だより５月号を発行致しましたことを、報告致します。

４．例月出納定例検査報告 （１０時０４分）

●議長
次の例月出納定例検査報告につきましては、書面報告のとおりですので、ご了承願いたいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なし）

●議長
異議なしと認めます。
以上で、議長諸般報告を終わります。

日程第４　行政報告（町長、教育長）　（１０時０４分）

●議長
日程第４、行政報告を行います。
町長。

（町長　登壇）

●町長
皆さん、おはようございます。
一般行政報告を行います。
平成３０年第１回定例会以降の主なる事項について、ご報告を申し上げます。
まちづくり課関係では、４月６日から１５日まで、春の全国交通安全運動が行われ、延べ８８９名の町民の皆さんが、朝の街頭啓発にご参加を頂きました。
こうして日頃から多くの皆さんに、交通安全運動にご協力を頂く中で、５月１９日には、交通事故死ゼロ９００日を達成しておりますが、今後も１０００日を目指して、より一層、交通安全意識の高揚に努め、事故の無い安全なまちづくりに努めて参ります。
５月３０日から５月３１日までは、東京都において、北海道町村会の正副会長会・理事会に出席し、あわせて中央実行運動を行っております。
要請活動では、自民党幹事長のほか、道内選出の国会議員に対して、「町村財政基盤の強化、地域農業の担い手育成・確保対策等の推進」ほか、１１項目の重点要望を強く訴えて参りました。
また、引き続き、鉄道網のあり方に関する意見交換会に出席致しまして、ＪＲ北海道の経営再生に向けた国との議論、今後の北海道の対応等に関して、北海道副知事を交えて議論を行って参りました。
次に、健康ふれあい課では、４月４日旧江南小学校の無償譲渡契約調印式を執り行っております。
日本介護事業団では、小規模多機能型居宅介護事業など、施設と在宅を結ぶ新たな拠点施設として整備を行い、本年１０月の開設を目指しております。
次に、ふるさと商工観光課では、５月１日から６日まで、観光協会の主催、奈井江町、

新砂川農協、商工会の共催によりまして、「第１回ないえ・さくら祭り」が開催されました。

期間中、地元企業をはじめと致しまして、商店街、奈井江温泉などの協力のもと、町内飲食店などへ誘導する工夫も行われ、延べ１０，２００人の観光客で賑わいました。

５月２６日には、北海道住電精密株式会社精密棟新築工事の起工式が行われました。

精密棟の新築、既存工場の増築など、大規模な事業拡大により、生産能力が現在より２割増強されまして、５０名の新規雇用を予定する中、平成３１年１２月の全面稼働を目指して工事が行われることになっております。

次に、まちなみ課では、５月１日奈井江町一斉クリーン作戦を実施致しました。

子供たちの発想によるこの取り組みも、８回目を迎えまして、小中学校・高校の児童生徒、町内企業や障がい者施設、一般参加者など、５００名が参加して、環境美化運動が行われました。

以上、一般行政報告と致します。

（教育行政報告）　（１０時０９分）

●議長

教育長。

（教育長　登壇）

●教育長

おはようございます。

第２回定例会のご出席、大変ご苦労さまでございます。

お手元の教育行政報告書より、２点について、ご報告を申し上げます。

第１点目は、４月２日の教職員辞令交付式、並びに６日の小・中学校の始業式・入学式に係わりまして、平成３０年度の小・中学校の学級編成、教職員の配置につきまして、ご報告を申し上げます。

奈井江小学校の児童数は、新入学生２５名を含め、全校生徒１８７名で、前年度より１９名減となり、普通学級７学級、特別支援学級４学級の学級編成となっております。

教職員の配置につきましては、堀前校長が定年退職により勇退をされ、その後任には、古谷前教頭が、校長に就任をされたところでございます。

教頭の後任には、芦別市立上芦別小学校より竹内教頭が赴任をされ、前年度より１名減の２２名の教職員体制となったところであります。

次に、奈井江中学校の生徒数は、新入学生３７名を含め、全校生徒１１７名、前年度より８名の減となり、普通学級４学級、特別支援学級３学級の学級編成となったものでございます。

教職員の配置では、校長職には異動がなく、奥山前教頭が砂川市立砂川中学校に転出

をされたところでございます。
　後任には、三笠市立三笠中学校より、佐々木教頭が赴任をされ、前年度と同様の２１名の教職員体制となったところでございます。
　次に、２点目でございます。
　４月１０日、奈井江商業高等学校において、入学式が挙行され、奈井江中学校から入学をした８名を含む２６名の新入学生が、真新しい制服を身に着け、緊張の中にも晴れやかな面持ちで式に臨んでいたところでございます。
　以上、教育行政報告と致します。

●議長
　以上で、行政報告を終わります。

日程第５　町政一般質問　（１０時１２分）

●議長
　日程第５、町政一般質問を行います。
　質問は通告順とします。
　なお、質問は再々質問を入れて３０分以内でお願い致します。

（１．８番大矢議員の質問・答弁）　（１０時１２分）

●議長
　８番大矢議員。

（８番　登壇）

●８番
　皆さん、おはようございます。
　通告に従い、大綱１点、町長に質問致します。
　町長の進退については、議場で表明するのが通例であり、奈井江町では副議長が質問するのが慣例となっています。
　北町長の任期も残すところ半年を切り、町民の皆さんの関心も大変高まっていますので、副議長の立場で質問させて頂きます。
　町長は、昭和６１年１２月に就任されて以来、これまで８期３２年間、常に町民との対話と協調をもって、町政運営に当たられ、地方自治を取り巻く厳しい環境にある中で、数多くの実績を上げられたことは、多くの町民が認めているところです。
　特に、住民本位の行政を追求し、道内初となる住民投票の実施、その後の町を挙げて

の自律プランの取り組み、加えて、町民参加、町民主体のまちづくり自治基本条例の制定や、健全財政を心掛けたまちづくり計画の策定など、町政運営の根幹にかかわる諸問題を住民と共に誠心誠意取り組んでこられました。

更に、就任以来の政策である健康と福祉のまちづくりにおいては、病診連携、砂川市立病院との病病連携、医療のＩＴ化整備をはじめとして、高齢者の介護予防事業の拡充や、児童生徒のすこやか検診など、保健、医療、福祉の諸政策を展開されてきました。

産業振興においては、基幹産業である農業の基盤整備事業を継続的に実施し、生産体制の整備を進めたほか、ライスターミナルの建設や、産地ブランド対策により、全道１のブランド米ゆめぴりかの産地となりました。

また、誘致企業とも強固な連携・信頼関係のもとに、企業の事業拡大が進められており、奈井江町だけでなく、地域の雇用拡大に実績を残されています。

今期においては、これまで進めてきた「ひとにやさしい」「おもいやりのある」まちづくりを継承しつつ、国が進める地方創生や、新たな課題に対応し、更には厳しい財政状況にあっても、希望の持てる、第６期まちづくり計画を策定し、前期実施計画において取り組んでいる、大胆な子育て支援、移住・定住促進対策では、子育て世代の転入があるなど効果が見えてきていますし、病院内にサービス付高齢者向け住宅を開設したことは、町民の皆さんに喜んで頂いているだけでなく、全国初の取り組みであり、道内外からも注目され、多くの視察を受け入れています。

奈井江商業高校の支援対策では、生徒の大幅な増加が見られただけではなく、初の国立大学入学を果たすなど、成果が見られています。

また、民間事業者の協力により、長年利用されていなかった旧江南小学校を利用し、小規模多機能型居宅介護事業所を開設することが決まりました。

このことは、施設と在宅を結ぶ、新たな地域包括ケアシステムの構築が期待できるだけでなく、今後の事業展開が進めば、奈井江の新たな福祉の拠点施設となることが期待されるものであります。

これまで町長が推し進めてきた政策の一端を紹介しましたが、常に課せられた課題に積極的かつ先進的に取り組んでこられました。

この数々の業績に対し、町民は町長の業績手腕を高く評価されており、引き続き、町政執行に当たって欲しいという声もありますが、町長は、私より健康でお元気でありますけれども、これ以上お願いすることは出来ないのではないかと、健康を心配される方もおられます。

町民の皆さんの関心も大変高まっている中で、１２日の北海道新聞に、今期で引退との報道がされました。

町長の所信を伺います。

●議長　（１０時１７分）

町長。

（町長　登壇）

●町長

大矢議員からの質問でございますが、次期町政への所信についてと、こういうことでございますが、大矢議員の次期町政への所信についてお答えをして参りたいと思うところでございます。

昭和６１年１２月に町長に就任以来、数々の地域課題に、誠心誠意取り組んできたところでございますが、今ほどは、大矢議員からも、それぞれ取り組みについて、ご紹介を頂き、また、身に余るお言葉を頂きました。

心からお礼と感謝を申し上げるところでございます。

私の政治信条である、「開かれた町政」、「町民との対話による町政推進」を一貫して掲げなら、取り組んできたところでございますが、ここに至り、私の町政運営、課題への挑戦に一定の区切りがついたと判断致しまして、また、長期にわたっている現状を熟慮し、任期満了をもって、退任する意志を固めたところでございます。

３１年数カ月にわたる長い間、町民の皆様方、議員の皆様方に多大なるご協力を頂きましたこと、深く敬意と感謝を申し上げるところでございます。

長い時間をかけて、町民の皆さんとの深い信頼を築き上げることができ、また多くの課題解決を成し得ることができたと感じているところでございます。

８期にわたる町政運営において、一番記憶に残っていることは、市町村合併問題への対応でございます。

町民の皆さんと何度も意見を交わし、子供達とも意見を交わし、議論を尽くして、住民投票、そして、子ども投票を実施致しました。

自ら考え、自らが決定した町の方針として、町が一体となって、自律プランに取り組むなど、実践の中から、自治を高めることができたと考えております。

また、健康と福祉のまちづくりを掲げる中で、病診連携や病病連携をはじめ、保健、介護、福祉それぞれの連携を深めながら、健康づくり、介護予防に取り組んで参りましたが、北海道医療対策協議会において座長を務める中、深刻な医師不足など、現場の発想を持って国に訴え、北海道全体の重要案件を前進させることができましたこと、深く記憶に残っているところでございます。

本年、奈井江町においては、立地企業の規模拡大のほか、小規模多機能型居宅介護事業などの新たな取り組みが進められています。

また、人口減少、あるいは少子化対策なども、着実かつ、継続的に進めて行く必要があります。

残された任期の期間、全力を投入して町民ニーズに応えて参りたいと考えておりますので、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上、答弁と致します。

ありがとうございました。

●議長　（１０時２１分）

８番大矢議員。

●８番
　いつかこの時が来ることは理解していたんですけれども、今期で引退されるというお話を、今、町長から聞きまして、本当に寂しいような気持ちで感無量で言葉になりません。
　町長の決断ですので、重く受け止めさせて頂きたいと思います。
　町長として８期３２年間、奈井江町のまちづくりの先頭に立ち、また議員生活も含めますと、４０年以上、人生の半分以上を、奈井江町の発展にご尽力頂きましたことに、議会を代表して、感謝とお礼を申し上げたいと思います。
　長い間、本当にありがとうございました。
　まずは、奥様とお二人で、ご健康に十分留意されまして、今まで出来なかったであろう家族との時間をごゆっくりお過ごし頂きたいなと思います。
　最後になりますけれども、任期がまだありますので、最後まで、奈井江町のために、ご尽力頂きますよう、お願い申し上げまして、質問を終わらせて頂きます。

●議長
　以上で、大矢議員の一般質問を終わります。
（１０時２２分）

（２．４番石川議員の質問・答弁）　（１０時２３分）

●議長
　４番石川議員。

（４番　登壇）

●４番
　まず始めに、只今、大矢議員からご質問のございました、町長についてでございます。
　私からも、大変、お疲れさまでしたということを申し上げて、今、残された期間もしっかり行政のかじ取りを行って頂けるということにご期待申し上げて、心からご苦労をねぎらいたいと思います。
　大変、お疲れさまでした。
　また、昨日起きました大阪地方のでの震災についても、被災に遭われた方々に対しまして、私の立場からもお見舞い申し上げると共に、一日も早い復興を祈念致したいと思います。
　私の今回の一般質問で、奈井江町の公共施設の指定管理において、その管理運営が協定書、仕様書の通りに行われているかという履行の確認及び監視の方法と、指定管理者のレベルが、設置者や利用者にとって満足のいくものであるかという評価の方法について質問致します。

平成１５年の指定管理制度発足から、今日まで、奈井江町を含めて全国の自治体の多くの公共施設に指定管理制度が導入されております。

制度発足から１５年が経過し、その間、全国では様々な課題が発生し、その都度、改善をしているようですが、多くの課題が残されているのも事実であります。

また、その課題は、指定管理者と自治体、双方に存在しているようです。

さて、公共施設の管理運営を指定管理者に委ねた場合、当然のことながら、その管理運営が協定書や仕様書の通りに行われているかという履行の確認及び監視と、その指定管理者のレベルが、設置者や利用者にとって満足のいくものであるかという評価が必要となると思います。

特に、指定管理制度では、指定管理者の「指定」は、議会の議決によるものであることから、十分な情報公開の下に適正な運営管理がなされたかどうかの評価は、納税者である町民の判断材料としても大変重要なものとなります。

奈井江町の指定管理者は、役場の選定委員会で決定され、議会が承認します。

自治体と指定管理者は、相互の信頼関係に基づき協定書による契約を結び、自治体は管理料を指定管理者に支払います。

指定管理者は、協定書及び仕様書を遵守して公共施設の管理運営を行います。

また、現在の指定管理期間は５年であります。

細目１点目の質問は、指定管理者の協定書の履行確認と監視の方法です。

現在の協定書の履行確認は、月間と年間の業務報告書によって行われておりますが、この報告書が間違いのない正しい物であるという監視確認は、どのように行われているかを伺います。

指定管理料金は、指定管理者が応募の際に自ら示した管理費を基に支払われます。

この際、役場は自ら積算した管理料を基準に判断をしていると思いますが、指定管理料が適切に使用されているのか。

また、報告書が間違いのない正しい物であるかという検証と確認は、町民に適正な管理運営が行われていることを説明するために必要不可欠であると思います。

その具体的な方法は、報告書を提出する際、請求書、領収書等、関係書類を添付し確認することで行えると思いますがいかがですか。

それと、細目２点目の質問は、指定管理者のレベルが、設置者や利用者にとって満足のいくものであるかという評価の方法です。

町民の財産である公共施設を、町税である指定管理料で、５年間の契約期間、管理運営する指定管理者のレベルは、設置者、利用者にとって大変重要なことであります。

そのレベルには、指定管理者の経営の健全性と、施設の性格にもよりますが、管理、運営の現況の評価が大切であると思います。

現在、どのように、経営の健全性と管理運営の評価を行っているかを伺います。

経営の健全性を確認するのは、毎年、指定管理者の決算終了後に、財務諸表と収支決算書の提出を義務づけるということで判断できると思います。

また、施設の性格にもよりますが、不特定多数の住民が利用する公共施設の管理運営の検証については、住民等の第３者委員会などをつくり意見を聞くということで対応で

きると思います。
　このことは、役場の選定委員会にとっても、重要な資料となると思いますが、いかがですか。
　この細目２点を伺いたいと思います。

●議長　（１０時２８分）
　町長。

（町長　登壇）

●町長
　石川議員の質問にお答え致したいと思います。
　１点目の、指定管理者の業務報告と関係書類に関してでありますが、業務報告については、条例に基づき、それぞれ協定書に、その取り扱いを規定し、定期の事業報告は、書式を定めて報告を求めているほか、その他、必要に応じて随時、調査を行い、又は報告を求めることを明記しております。
　ご質問は、業務の内容等を、町が更に的確に把握するため、関係書類による監視等を強化すべきとの理解を致しましたが、指定管理者制度については、民間事業者が、公の施設の管理を行うという側面からも、行政運営と同様に、透明かつ公正な業務が求められることが基本と考えております。
　一方で、施設ごとに業務の性格、内容にも違いがあり、特に接客、事務経費などの経理に関する資料など、詳細な報告を求めた場合、双方、煩雑な事務処理を余儀なくされることも考えられます。
　施設の適正な管理運営を継続するため、指定管理者との意思疎通は勿論のことでございますが、事務の改善を進めることも必要と考えております。
　今後とも、報告書等のチェックを万全に行うと共に、各施設に共通する基本的な維持管理等に関する関係書類の取り扱いについて、協定書の内容を含めて、あり方を検討して参りたいと考えておりますので、ご理解の程をよろしくお願い申し上げたいと思います。
　次に、２点目の指定管理者の決算申告書及び財務諸表の提出と、住民による第３者委員会の設置でありますが、団体の経営状況を把握するものとして、指定管理を募集する際、申請書類と一緒に収支計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類の提出を募集要項に定めております。
　また、現在の温泉施設につきましては、指定管理者が初めて町外から参入した状況にあって、毎年度終了後に、資料の提出を求める協定を交わしております。
　今後におきましては、より健全に公の施設の管理を行う観点から、指定期間中における団体の経営状況を確認するための、関係資料の提出について検討を行って参りたいと思うところでございます。
　次に、住民による第３者委員会の設置についてお答え致しますが、施設の利用者の立

場、あるいは、専門知識を持つ立場から評価を得るための検討組織について、内部でも検討してきた経過がありますが、本町の指定管理施設については、それぞれ施設ごとに、業務の性格が異なり、また利用者の形態も違っております。

そのような中、どのような視点で検証を行うべきか、また、業務内容や経営状況をどこまで専門的な分析を行うか、そのためにどのような人材を求めるべきかなど、組織を設置するにあたりまして、一定の方針を明確にする必要性を感じているところでございます。

近隣自治体の聞き取りでも、第３者組織は設置されておらず、一部の大都市において、「委員に弁護士、公認会計士などの人材を充てて設置しているほか、民間企業への委託している自治体がある」との報告も受けております。

このように、検討する手法や組織のあり方など、整理する課題も多く、現状では第３者組織の設置は難しいと考えているところでございますので、よろしくご理解の程をお願い申し上げたいと思う次第でございます。

以上、答弁と致します。

●議長　（１０時３５分）

４番石川議員。

●４番

只今の町長のご答弁の中で、まず事務の改善などについては、指定管理者と協議を行いながら、進めていって頂けるというお話でございました。

また、財務諸表、その他については、やはり毎年度、毎年の提出が必要である。

これは健全性を証明するために、数字の上でしっかりと出てくる資料でございますので、それはあえて私の方からも要望したいと思います。

また、住民の第３者委員会、これについては、町長おっしゃったように、専門家を招聘するには、かなりの費用が掛かるということで、各大きな町ほど、苦労を重ねているというのは、私も調べております。

しかしながら、必要性に迫られて、なるべく安価で行う、これもかなり大きな町なんですけれども、横浜市は横浜方式というものを取り上げながら、民間の第３者の方たちの意見を聞きながら、出来るだけ経費を軽減しながら、住民の意見を取り入れていくという手法も取られております。

そういうところも調査して頂きながら、出来るだけきめ細やかな町民の声が聞かれることをお願いしたいと思います。

また、現時点で指定管理者は、２８年度及び２９年度の決算を終了しておられます。

只今のご答弁頂いた、関係書類、それから財務諸表及び決算書の確認と検証を行い、次期指定管理の公募に、どのように役立てるかを９月の定例会までに報告して頂きたいのですが、いかがでしょうか。

また、制度を取り入れてから１５年の年数が経過しております。

次期公募までに、制度を抜本的に見直す必要があると思うのですが、いかがでしょう

か。

●議長　（１０時３７分）
　町長。

●町長
　今お話ありました、第３者機関のことでございますけれども、これについては、専門家が近隣にいませんから、大変難しいと思いますが、将来に渡って、これでいいのかということを含めて検討して参りたいとこういうふうに考えております。
　それからもう１つは、検査とか、そういうことを含めて、提出したいと、こういうふうに考えておりますので、町民が評価できるかどうか、いうことが一番大事なことでございますから、そういうことも含めて検討して参りたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

●議長　（１０時３８分）
　４番石川議員。

●４番
　只今のご答弁の中に、２８年度、２９年度、両年度の決算はもう終了されていると思うんですが、２８年度、２９年度、両年度もしくは直近の２９年度、または２８年度の報告書に関係する関係書類を検証して頂けることは、いかがですか。

●議長　（１０時３８分）
　町長。

●町長
　当然のことながら、検証しなければいけないと思います。
　ありうると思いますから、検査しながら、検討して参りたいと、このように考えているところでございます。
　よろしくお願いします。

●議長　（１０時３８分）
　４番石川議員。

●４番
　奈井江町の指定管理制度が発足以来、議会においても、全員協議会やまちづくり常任委員会などで、行政報告や所管事務調査があり、協議が行われました。
　その際、私は、先ほど町長からもご答弁頂いていますが、第３者委員会の設置を提案して、町民の意見を伺う場所を設けるべきであるということを申し上げたことがありま

す。
　町長には、十分検討する、只今のご答弁のように、十分検討するというお答えを頂いております。
　また、指定管理の監査は、管理委託制度の規定が適用されると思うが、監査委員による監査は、監査委員が必要と認めた時と、自治体の長の要求がある時に、指定管理者の行う公の施設の管理を委託しているものの出納、その他の業務執行で、当該委託に関わるものについてできる。
　これは、指定管理料が適切に使われているかの検証に役割を果たすと思うが、と質問致しました。
　町長のご答弁ではありませんが、契約は全て信頼関係のもとに成り立っているとの答弁があり、監査という手法をとらなくても、資料を出してもらうということで、指定管理料が適切に使われていることの確認は十分可能だという発言もございました。
　自治体と契約者の信頼関係はもちろん大切なことでありますが、信頼関係を結ばなければならないのは、自治体や契約者が、それぞれ、公共施設の持ち主であり、指定管理料金を支払っている町民に対してであります。
　それぞれが、町民との信頼関係を築くためには、裏付けに基づいた確認と検証を行い、町民に報告する義務があると思います。
　早急な対応をお願いして、質問を終わります。
　どうもありがとうございます。

●議長　　（１０時４０分）
　町長。

●町長
　今ほどお話し合った通りでございますので、裏付けがなにより必要で、我々そういうふうに努力して参りたいと思います。
　よろしくご理解のほどをお願い申し上げます。
　以上でございます。

●議長
　以上で、石川議員の一般質問を終わります。
（１０時４０分）

（３．５番三浦議員の質問・答弁）　　（１０時４１分）

●議長
　５番三浦議員。

（５番　登壇）

●５番

本日は、町長に３点質問致したいと思います。

１点目は、学校給食の無料化についてです。

高校卒業までの医療費無料化や第３子以降の保育料の無料化など、奈井江町は他に先駆けて子育て支援の充実に取り組んできましたが、このことは子供の貧困が社会問題になっている現在、子供にとっても親にとっても大変有意義で、今後ますます広がっていく施策だと思っています。

さて、学校給食の無料化についても、昨年度からは第３子以降、そして今年度からは第２子以降と、段階的に無料化に踏み切っています。

ただ、この学校給食の無料化については、子供には愛情のこもった手づくり弁当が一番いいという理由で、学校給食自体が実施されていない自治体や、給食が実施されていても、口に入る物は自己負担が当たり前とか、無料化の必要性は分かるが、予算配分を考えるとなかなか踏み出せないなど、様々な理由で無料化が見送られている実態があります。

このような状況の中で、町長がどんな思いで、無料化を進めてきたのか質問致します。

●議長　（１０時４３分）

町長。

（町長　登壇）

●町長

三浦議員からの質問でございますが、学校給食費の段階的無料化を進めてきた町長の考えについてということでございますが、学校給食は、兼ねてより、児童生徒の心身の健全な発達に大きな役割を果たすものと認識しておりまして、関係町や機関、団体と連携を図り、地産地消による安全安心な給食提供をはじめ、学校栄養教諭による食育指導などの取り組みを推進してきたところでございます。

これまで当町では、町民の皆さんと何度も議論を交わし、認定こども園保育料の軽減措置、第３子以降の保育料無料化、高校生までの医療費無償化など、他に先駆けて、幅広く町独自の施策を展開しておりますが、更に子育て支援の充実を図り、定住促進にも繋げていく考えから、子供達の健全な発達に大切な学校給食の無料化に対し、少子化の要因の１つでもあります、子育ての経済的負担の軽減策として、多子世帯への支援を優先的に実施し、現在、小学校で７１名、中学校では４３名が対象となっております。

私としては、冒頭申し上げました保育料や医療費の無償化と共に、こうした子育て支援により「安心して子育てができるまちづくり」の実践が、大変重要だと考え取り組んできたところです。

現在、多くの保護者に実感頂いておられると思います。

今後におきましても、財政状況を勘案しながら、少子化や人口減少の課題に対応して

参りたいと考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。
以上、答弁と致します。

●議長　（１０時４６分）
５番三浦議員。

●５番
只今の答弁の中で、子育て支援、そして、定住対策としても、それから子供の健全な発達のためにも、なかなか大変な財政状況の中で進めてきたということがお話されています。
子供が、安心安全な学校給食を、何の気兼ねもなく思いっきり食べられるよう、限られた予算の中で、一気に第１子からというふうにはならないかもしれませんけれども、無料化だけでなく、補助も含めて、これからもこの無料化に向けて施策を進めて頂きたいということを申し上げて、次の質問に移らさせて頂きます。
次に、介護現場の人手不足を補うために、介護資格取得のチャンスを広げる施策が取れないかということについて伺います。
５月１４日付けの北海道新聞によりますと、道内でも人手不足を補うために、外国人実習生を受け入れる職場が広がっており、ノテ福祉会では７月から、４人の中国人介護実習生を受け入れる。
中国語表示ができるタブレットシステムを導入し、実習生の日本語能力が十分でなくても、介護活動の記録を残せるようにする。
来年度には、実習生を十数人の規模にし、５年後には最大で５００人程度に増やしたい考えだ。
ノテ福祉会でも人手不足で職員の負担が増え、離職率も２割に上る深刻な状況だ。
片桐裕一執行役員は、新規採用は厳しい状態が続き、もはや現場を日本人だけに頼ってはいられない。実習生の受け入れによって、職員の負担軽減も図りたい考えとのことです。という記事でした。
６月１５日に閣議決定されました、経済財政運営の方針、いわゆる骨太の方針には、少子化や人手不足に対応するため、外国人労働者の受け入れ拡大が盛り込まれており、今後、外国人労働者が増える傾向は加速すると思われます。
また、同じ北海道新聞の５月１５日付けでは、北広島市や別海町、芽室町が福祉現場で働く人を確保するために、就労者への支援金制度や学生向け奨学金制度を作ったことが紹介されています。
この中で、芽室町は、町内の介護業者への就職を希望する町内外の人を対象に、資格取得に向けた無料研修を７月から始めることが紹介されています。
このような状況にあって、奈井江町でも、ゆくゆくは外国人労働者の手を借りなければならないのかと思いますが、まだまだ町内に人材が埋もれているように思います。
そこで、奈井江町内の介護施設の人手不足の状況がどのようになっているのか。
また、奈井江町でも、介護職の資格取得に向けた研修を広く知らせると同時に、町内

の介護事業所などと協力して、研修費用への補助を考えることも必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

●議長　（１０時５０分）
町長。

●町長
２点目の質問でございますが、介護資格取得のチャンスを広げる施策についてございますが、１点目の介護施設の人手不足についてでございますが、全国的に介護職員の離職、介護力不足が大きな社会問題となっておりますが、厚生労働省から、団塊の世代が７５歳以上となる２０２５年度には、およそ３８万人の介護職員が不足する見込みとの推計が出されております。
三浦議員のお話のとおり、社会福祉法人ノテ福祉会では、積極的に外国人介護実習生を受け入れ、職員の負担軽減を図りたいと考えていることをお聞き致しているところでございます。
町内の施設においても、タブレットシステムを活用した実習生の介護研修を予定していると伺っております。
このような中、日本介護事業団からお聞きした、５月末日現在のやすらぎの家、健寿苑の介護職員数につきましては、やすらぎの家が３１人で、うち常勤者２３人、非常勤者８人、健寿苑が１６人で、うち常勤者１２人、非常勤者４人で、それぞれ配置基準以上の体制は確保されております。
ただ、申し上げたいのは、技術が不足するということも、そういうことでカバー出来ないかと、こういうことだと思います。
技術者が不足しているということ、素人が多いということが、言えるのではないかとこういうふうに思います。
日本介護事業団からは、更に安定したサービスの提供、介護職員の労働環境の整備を図るための人材の確保に努めるとともに、旧江南小学校を活用し、本年１０月開設を予定しております、小規模多機能型居宅介護事業所においては、利用者数に応じた、段階的なスタッフ体制を整備したいと伺っております。
今後、人材の確保に向けては、募集広告を作成し、町内はもとよりでございますが、近隣市町、各学校等に広く募集するとともに、職員からの紹介や、つしま医療福祉グループが開設する生涯学習センターでの無資格者が、働きながら資格取得できる初任者研修への無料受講の紹介など、精力的に進めて参りたいとのことでございます。
現在、国が進めております働き方改革のひとつであります、介護職員の処遇改善加算の見直しが、来年１０月から施行される予定でございまして、過日、厚生労働省幹部に直接私自身がお会い致しまして、加算の確実な施行について、要望したところでございます。
町と致しましても、今後も介護職の人材確保に協力、支援して参りたいと思うところでございます。

２点目の町民の資格取得機会の確保についてでございますが、介護職員として備えるべき基礎をしっかりと身につける介護職員初任者研修、旧ホームヘルパー２級資格の取得についてでございますが、空知中部広域連合が管内の受講希望者をとりまとめて、年１回実施しており、当町においても、広報を通じて町民の皆様に周知し、受講をさせて頂いているところでございます。

近年の受講状況と致しましては、連合管内全体で年１０名程度、奈井江町からは１名から４名程度が受講しておりますが、平成２９年度については受講希望者がなく、研修の開催が中止となっております。

平成３０年度の介護報酬改定においては、新たに生活援助中心型のサービスに従事する方に必要な資格として、生活援助従事者研修が創設されました。

この研修については、実施主体や開催方法、日程等の具体的な内容が、まだ示されていないことから、今後、詳細が分かりましたら、町民の皆様方にも周知をさせて頂きたいと考えております。

介護の仕事は「きつい」など、マイナスイメージを持たれやすい仕事ですが、介護を通じて利用者を元気にすることができる、また、利用者や家族から感謝されるなど、介護の仕事にやりがいと誇りをもって働いている人が沢山います。

引き続き、介護職員初任者研修等の受講を促進するとともに、介護職に対するマイナスイメージを払拭し、町民に介護の道を志して頂けるよう、介護の大切さや魅力などの啓発にも努めて参りたいと考えております。

なお、研修受講者に対する支援については、ハローワークの教育訓練給付制度など、既存の助成制度の啓発に努めるほか、町内における介護人材の安定確保に向けた課題の整理や将来的な需要見通しなども確認しながら、今後、関係する事業所なども含めて協議して参りたいと考えておりますので、ご承知置き願いたいと思います。

以上、答弁と致します。

●議長　（１０時５８分）

５番三浦議員。

●５番

今のお答えの中で１つ確認したいことがあるんですけれども、前半のノテ福祉会の方の関係で、無資格者の無料研修を行うという話が出ていましたけれども、それは奈井江町で受けて、ノテ福祉会に働きだした人が対象なのか、それとも他の人も対象となるのかというところを一つお聞きしたい。

それをお願いします。

●議長　（１０時５９分）

町長。

●町長

札幌でやっておられるそうです。
無料ということでご承知置き願いたいと思います。
また、広報等の宣伝をしたいと思いますので、よろしくお願い致します。

●議長　（１１時００分）
５番三浦議員。

●５番
私の周りの主婦と言いますか、そういう方たちで本当に色々なところで働いているんですけれども、例えば、農家に行ってトマトのハウスで仕事をするとか、それから、シルバーで草むしりの仕事をするとか、まだまだ元気な高齢者の方たちもいるんですけれども、そういう方たちが、例えば、昔流にいうとヘルパー２級というんですか、その資格を取っていうふうに考えると、今いくらか分からないんですけれども、資格取る、受講する受講料が、ちょっと前には６万円だったと思うんですよね。
それがちょっときついという、そういう話をするんですよね。
それで、もし、そういうチャンスが、例えば、先ほどお話した道新に書かれていた町のように、例えば、必ず福祉施設に就職しますよということが分かっていれば、少し町で補助するとか、就職する福祉施設の方で補助が少し出るとか、というようなことがあれば、だいぶ違うんじゃないかなと思うんですけれども、とにかく福祉関係で、介護関係で人が足りないということは、町民みんな知っているんですよね。
ちょっとお手伝いしようかといっても、無資格者が出来ないということも知っているので、そこのところで、そういう補助が出来ないものか、もう一度お願い致します。

●議長　（１１時０２分）
町長。

●町長
研修受講者に対する支援についてでございますが、ハローワークの教育訓練で給付制度など、先ほどの答弁申し上げましたけれども、既存の助成制度の啓発に努めることとか、町村としても出来る限りの協力していきたいと、こういうふうに考えておりますので、検討していきたいと、こういうふうに思います。
よろしくお願い致します。

●議長　（１１時０２分）
５番三浦議員。

●５番
最近、奈井江商業高校の卒業生で、今、介護の仕事をしているという男性２人にお会いしたんですけれども、卒業後、ストレートに介護の仕事についたというわけではなく

て、いくつか転々とした後に、今、介護の仕事をしているということで、働きながら資格も取ったという方たちだったんですけれども、大変な仕事なんだけれども、だけど、続けたいというふうに言っていました。

誰でも介護の仕事は必要だと分かっていますし、そして、大変だろうなということも想像つくんだろうけれども、だからといって、若い人も含めて、したくないというわけではないんですよね。

だから、色々な条件が揃えば、そういうものに、年齢や性別を問わず、興味を持って学べる、そういう制度が作られれば、いくらかは、そういう仕事に携わっていこうかなという人が増えてくるのではないかと思いますので、このことを今後、検討して頂けるということですので、よろしくお願いしたいと思います。

次に進みます。

３つ目の質問ですけれども、時代の要請に応える公営住宅の管理運営についてということです。

札幌の生活困窮者向けの共同住宅「そしあるハイム」で起きた火災で、入居者１１人が死亡したことを受けて、連帯保証人が見つからず、一般の賃貸住宅に入居できない生活困窮者の問題がクローズアップされています。

奈井江町でも、高齢の生活困窮者や低賃金で働いている若者の生活を支える住宅が十分用意されているのかどうか、特に公営住宅については、時代の要請に応えているか、このことについて、検討することが要請されていると思います。

そこで、第１点目に、町の公営住宅の空き室の状況がどうなっているか伺います。

２点目は、高齢者等の生活困窮者用住宅の供給についてです。

生活保護の住宅扶助は、奈井江町の場合、上限２５，０００円になっています。

それを超えた分は自己負担しなければなりません。

しかし、町のホームページで見る限りなんですけれども、民間の借家でこれに該当するところは、本町５区のハッピーⅡというところで、家賃が２５，０００円、ここだけです。

その他は、４万ないし５万するということで、とても困窮者は借りられる状況ではないと思います。

では公営住宅をということになるんですけれども、奈井江町は、公営住宅が多くあるので、生活困窮者の入居が可能だと思われていますが、単身者が入居できるのは、北町５区の北町団地、それから東町の宮村団地のみで、いずれも町の中心から離れており、車を持っていない人、足腰が弱った高齢者や病弱な人は、買い物、通院、役場や金融関係へ行くことが困難で、タクシーに頼らざるを得ない。

そうすると、交通費がかさむ。

だから、そういうところになかなか入居申し込めないというか、申し込む気持ちになれないという方が多々おります。

そこで、出来るだけ、町中に近い公営住宅に単身高齢者が入れるようにしたり、町中の民間住宅を借り上げて、困窮者に利用してもらえるように補助を出すようなことができないか伺いたいと思います。

それから３点目は、公営住宅入居者の除雪費用が高齢単身者の家計を圧迫している問題です。

公営住宅入居者は、間口除雪の対象になっていないので、この制度は使えません。

しかし、滝川市では、今は、市営住宅の管理を委託されている指定管理業者が、土建の関係の会社が多いということで、雪が降ったら、平屋の公営住宅の玄関先をダーッとブルで除雪していくっていうんですね。

それで、すごく入居者から感謝されていると。

こういうようなことが町として出来ないか、また、公営住宅に入居している高齢者の生活困窮者への除雪費補助を検討出来ないか、伺います。

最後に４点目ですけれども、保証人が見つからず賃貸住宅への入居が難しい生活困窮者への対策です。

この傾向は、全国共通だそうです。

経済的な余裕もないことや、リスクを恐れて保証人を引き受ける人が少なくなってきたこと、また、少子高齢化で家族、親族の数も減ったこと。

更に、奈井江町の場合、公営住宅の保証人は、持ち家といいますか、公営住宅に入っている人はダメということになっていますので、そういうような条件を満たして、しかも保証人２人ということは、なかなか困難なことになってきています。

保証人に代えて、家賃保証会社を利用するということにしても、ここでも保証会社の審査が厳しくて、緊急連絡先のない人や単身の高齢者には敷居が高い。

こういう中で、６月３日付けの道新なんですけれども、１年ほど前に、困窮者向け住宅で６人が死亡するという事故のあった北九州市では、ＮＰＯ法人が家賃保証会社と、家を借りる人の間に入って、連帯して、保証人なしで住める賃貸マンションを運営しているという記事が出ていました。

現在、そこには１６人が入居しているそうですが、半数は元ホームレス、そして１６人のうち１０人は軽度の知的障がいを持っているということです。

ＮＰＯ法人が、築３０年のマンションを借り上げて、困窮者にまた貸しをするという形で運営しているということで、家賃は２万９，０００円。

そして、家主には２万円を払う。

その差額の９，０００円をＮＰＯの人件費に充てる。

保証人のいない入居者の賃貸保証は、ＮＰＯから業務委託を受けた家賃保証会社が行い、保障の条件として、ＮＰＯ職員が入居者の安否確認、これは３日に１回するそうです。金銭管理などの生活支援を行い、家賃滞納や孤立死のリスクを減らすという、そういう記事の中身でした。

このように家を借りると、家賃保証会社との間にもう一つ組織を組み込んで、賃貸滞納のリスクを減らし、入居者にも安心をもたらすような仕組みを、公的な制度として整備し、公営住宅の空き室を積極的に活用できないか、この点について４点質問します。

●議長　（１１時１１分）

町長。

●町長

三浦議員の質問にお答え致しますが、１つ目は公営住宅の空室の実態についてでございますが、現在、公営住宅の空室は、総管理戸数５０８戸中、空室戸数は８８戸でありますが、その内、南団地、東団地は老朽化に伴う政策空き家として入居募集停止５１戸をしております。

それを除く３７戸の空室状況であります。

２つ目の高齢者等の生活困窮者用住宅の供給についてでございますが、公営住宅は、元来「住宅に困窮する、低額所得者に対して健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を低廉な家賃で供給する」という目的のために建設されておりまして、生活困窮者を含んだ低額所得者を入居対象者にしております。

中心市街地には、低廉な民間住宅の供給も一部に限られておりまして、町では、高齢者の住まいに関して、これまで、ひだまりの家、サ高住等の対策も講じた中、公住に関しては、南町の桜ヶ丘団地の中に、特定目的住宅と致しまして、シルバーハウジング住宅を１４戸設けていると共に、老人世帯向け住宅を５戸設けています。

そうした状況から、日常の買い物や通院等については、町内循環バス、乗り合いタクシーを運行させ、交通の利便性向上を図っておりますので、これらをご利用して頂きたいと考えております。

今後は、既存住宅の老朽化の進行に伴う移転や、長期空き室への入居促進の観点などから、原則として、世帯向けとなっている住宅の運用方法について検討も必要だと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思うところでございます。

３つ目の公営住宅入居者への間口除雪補助についてでございますが、公営住宅の殆どは、１棟４戸又は１棟８戸の共同住宅であり、入居者の共同もしくは分担作業により、住宅前の通路を確保している状況です。

そのため、公営住宅への入居の際には、入居者に対して、除雪等の共同作業や分担作業を適切に行って頂いて、お互いに迷惑をかけないようにするようお願いしています。

現在、町では、要保護高齢者及び、身体障がい者による構成世帯で、戸建て住宅を対象に、世帯の収入により、一定の負担を頂き、間口除雪を実施しているところでございます。

間口除雪につきましては、玄関先の間口を対象としていますが、公営住宅やアパートなどは敷地内通路があり、隣接住戸との境界や空き家住宅の関わり等があることから、現状として、入居者同士で連携した対応が求められるため、間口除雪の補助での対応は難しいものと考えておりますので、ご理解頂きたいと思います。

４つ目の入居に際しての連帯保証人制度についてでございますが、現在、入居申し込みの際には、町営住宅条例と施行規則に基づいて、２名の連帯保証人を求めています。

連帯保証人は、入居者と同等の責務を負うものであることから、各種の要件を満たしている方が該当となっており、現状では、入居申し込みの際、保証人制度をご理解して頂き、トラブルもなく、手続きを行っていますが、入居者がご高齢であること、その他の理由があることによって、連帯保証人の確保が困難であると認める場合においては、

入居者からの申請によって、連帯保証人を減じるなど、適切な対応を行っておりますので、ご理解を頂きたいと思うところでございます。
　以上、答弁と致します。

●議長　　（１１時１８分）
　５番三浦議員。

●５番
　公営住宅の空き室についてですけれども、実質３７であるということで、多分といったらおかしいんですけれども、外側の部分というか、町の中に近くないところが空いていると思うんですけれども、なるべくそういうところを、単身者でも入れるようにというふうに考えていくということでしたので、それをよろしくお願いしたいと思います。
　あと、間口除雪の件なんですけれども、確かに、入居する時には、ちゃんとやりますとご本人も思っていると思うんですけれども、そこに２０年３０年住んでいる間に、高齢になって、入った時は夫婦でも、お一人の身になってしまったとかで、それを実行できないという状況があると思うんですね。
　それから、４軒長屋になっているところで、例えば１軒、２軒空き家が出てくると、本当にもう見ていても大変な状況です。
　それで、空き家の部分については、町の方に連絡して、町で取ってもらえるんだよというふうに話すんだけれども、でも、そんなにそんなに毎日毎日のように取ってもらうのも悪いでしょという、そういうような考え方の人が多いのかなと思うんですけれども。
　それから、除雪に関連して、隣近所とトラブルになるということで、そういう相談を受けたこともあるんですけれども、確かに本当に雪って難しいなと思うんですよね。
　ですから、除雪については、公営住宅の場合には、町は一切関知しませんということではなくて、本当に高齢になった方たちの状況をよく聞いて、なんらかの対策を検討して頂きたいなというふうに思うんです。
　それから、保証人の関係なんですけれども、確かに、公営住宅の連帯保証人なんですけれども、本当にいない時には、１人でもいいですよということで、そういう一筆を入れてなってもらってますけれども、その１人さえもなかなか見つからないという方たちも、今出て来ているみたいで、私も、私は議員なので保証人にはなれませんからねということで、じゃ、誰か紹介して下さいって言われるけれども、紹介も出来ないですよね。
　何が起こるか分からないということがあるので。
　それで、本当に、１人暮らしになってしまって、自分の家に住んでいたんだけれども、１人暮しになってしまって、あまり親族とも付き合いがないというような方が、公営住宅に入ろうかというような時には、本当に厳しい状況になるのかなというふうに思います。
　そういう点でも、そういう方たちがいるということで、保証人がいなければダメですよという、ただそれだけでなくて、なんとかその方たちの要望も聞いて、町の方として、何とか出来ないものか考えていって欲しいなというふうに思います。

ただ、それは要望としておさえておきます。
衣食住という言葉ありますけれども、必要度からいえば、住食衣だと思うんですね。
まず、特に寒さが厳しい北海道は、住むところがなければ生活できないということだと思うんです。
少子高齢化が進んで、高齢者の生活困窮者も増えてきて、それから低収入の若者のニーズにも応えなければならないというところで、公営住宅のあり方も探求していくことが本当に必要になってくると思います。
そのことを、私自身もこれから色々検討して努力したいと思いますけれども、町の方としても探求して頂きたいなということをお願いして質問を終わります。

●議長　（１１時２２分）
町長。

●町長
今、お話あったこと、十分に検討してみたいと思っておりますが、協力もして頂きたいと思います。
出来ることは、連携しあいながら、出来るだけの措置を取っていきたいと思います。
そういう面で語り合う、コミュニケーションし合う協力は出来ると思います。
よろしくお願いします。

●議長
三浦議員の一般質問を終わります。
以上で、町政一般質問を終わります。
時間が経過しておりますけれども、昼までやっていきたいと思いますので、ご了解頂きたいと思います。
（１１時２３分）

日程第６　報告第１号の上程・説明・質疑　（１１時２４分）

●議長
日程第６、報告第１号「平成２９年度奈井江町下水道事業会計予算繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。
副町長。

（副町長　登壇）

●副町長
第２回定例会のご出席、大変お疲れさまでございます。

それでは、報告第１号より、報告をさせて頂きます。
議案書の１頁をお開き下さい。
報告第１号「平成２９年度奈井江町下水道事業会計予算繰越明許費繰越計算書について」
平成２９年度奈井江町下水道事業会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰越したので、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により報告する。
平成３０年６月２０日提出、奈井江町長。
本計算書につきましては、第１回の定例会でご決定を頂きました石狩川流域下水道事業の翌年度繰越金２９８万８千円の確定により、報告をするものでございますが、このうち、特定財源として、地方債２９０万円を予定しているところでございます。
以上、報告第１号について報告を申し上げました。
よろしくご承認下さいますよう、お願い申し上げます。

●議長
以上、報告事項ですが、特に質疑があれば、発言を許します。

（なし）

●議長
質疑なしと認めます。
報告第１号を報告済みと致します。

日程第７　報告第２号の上程・説明・質疑　（１１時２５分）

●議長
日程第７、報告第２号「奈井江町第６期まちづくり計画「前期実施計画」の変更について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。
副町長。

（副町長　登壇）

●副町長
議案書の２頁をお開き下さい。
報告第２号「奈井江町第６期まちづくり計画「前期実施計画」の変更について」
奈井江町第６期まちづくり計画「前期実施計画」の変更を行ったので、次のとおり報告する。
平成３０年６月２０日提出、奈井江町長。

詳細につきまして、担当参事より、説明をさせますので、よろしくご承認を下さいますよう、お願い申し上げます。

●議長
まちづくり参事。

●まちづくり参事
定例会出席、お疲れさまでございます。
報告第２号につきまして、ご説明を致します。
定例会資料の１頁、資料１をお開き頂きたいと思います。
今回の変更は、「前期実施計画」における新規事業の掲載や、事業内容の変更等の整理を行ったものでございます。
１頁から２頁の中段にございます実施項目では、健康ふれあい課の介護予防サポーター活動の追加、教育委員会の公設塾の開設、スクールバス更新など、６つの項目で新規掲載及び項目内容の変更等を行ったほか、３つの項目で事業の名称及び担当課の変更を行ったところでございます。
次に、２頁の下段から３頁にわたる、ハード事業に係る実施項目では、東団地公営住宅解体工事など、９項目で事業年度及び事業内容の変更を行ったほか、中学校屋上等改修など、５つの項目の新規事業を掲載したところでございます。
４頁では、完了した事業９項目を整理して掲載をさせて頂いております。
なお、今回の報告に基づきまして、改訂を行いました計画書を別冊で配布をしてございますので、後ほど、ご覧を頂きたいと存じます。
以上、第６期まちづくり計画、前期実施計画の変更につきまして、ご説明を致しました。
よろしくご審議の上、ご承認下さいますよう、お願い申し上げます。

●議長
以上、報告事項ですが、特に質疑があれば発言を許します。

（なし）

●議長
質疑なしと認めます。
報告第２号を報告済みと致します。

日程第８　議案第６号の上程・説明・質疑・討論・採決　　（１１時２８分）

●議長

日程第８、議案第６号「奈井江町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。
副町長。

（副町長　登壇）

●副町長
議案書の３８頁をお開き下さい。
議案第６号「奈井江町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」
奈井江町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のように改正する。
平成３０年６月２０日提出、奈井江町長。
今回の条例改正につきましては、人事院規則において、特殊勤務手当における夜間看護等手当の増額改正が行われたことから、国に準じ、条例第７条に規定した勤務時間ごとの手当の額を改正をし、本年４月１日から適用しようとするものでございます。
以上、条例改正の概要について説明を致しました。
よろしくご審議の上、ご決定下さいますよう、お願い致します。

●議長
説明が終わりましたので、質疑を行います。

（なし）

●議長
質疑なしと認めます。
討論を行います。

（なし）

●議長
討論なしと認めます。
議案第６号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

●議長
異議なしと認めます。
本案は、原案のとおり可決されました。

日程第９　議案第１号の上程・説明・質疑・討論・採決　　（１１時３０分）

●議長

日程第９、議案第１号「平成３０年度奈井江町一般会計補正予算（第１号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

（副町長　登壇）

●副町長

議案書の３頁をお開き下さい。

議案第１号「平成３０年度奈井江町一般会計補正予算（第１号）」

平成３０年度奈井江町の一般会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ６，１４１万９千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４９億９，８４１万９千円とする。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

第２条、地方債の変更は、「第２表　地方債補正」による。

平成３０年６月２０日提出、奈井江町長。

次頁をご覧下さい。

第１表、歳入歳出予算補正であります。

始めに歳入から説明を致します。

１４款国庫支出金２９５万３千円を追加し２億７３９万９千円、１５款道支出金３，９５４万５千円を追加し４億２，０３６万円、１７款寄附金４万１千円を追加し３，００４万１千円、１８款繰入金５，５４４万２千円を減じ２億３，４４０万４千円、１９款繰越金６，０７９万円を追加し６，０７９万１千円、２０款諸収入６３万２千円を追加し２億９，７４１万８千円、２１款町債１，２９０万円を追加し４億４，５５０万円、歳入合計では６，１４１万９千円を追加して４９億９，８４１万９千円とするものでございます。

次頁をご覧下さい。

歳出であります。

２款総務費１，０５６万２千円を追加し２億７，３８４万４千円、３款民生費３，９４３万２千円を追加し９億１，３６７万１千円、４款衛生費７万１千円を追加し６億６，００６万４千円、６款農林水産業費３１万８千円を追加し３億８６９万円、７款商工費１，５５４万２千円を追加し１億６，５９６万６千円、８款土木費２９３万６千円を減じて５億８，５８５万４千円、１０款教育費１８９万７千円を減じて２億７，０８２万

７千円、１２款職員費３２万７千円を追加し９億２，７６９万６千円、歳出合計６，１４１万９千円を追加し４９億９，８４１万９千円とするものでございます。
次頁をご覧下さい。
第２表の地方債補正であります。
変更として提案をさせて頂いております。
起債の目的は、温泉施設等改修工事であり、１，５５０万円を追加し５，８００万円とするものであります。
なお、起債の方法、利率、償還の方法については、変更がございません。
それでは、補正の内容につきまして、歳出より説明を申し上げます。
１２頁をご覧下さい。
２款１項４目の財産管理費では、日本介護事業団に譲渡致しました旧江南小学校の焼却炉解体等に伴いますダイオキシン類等の測定業務委託料で５２万１千円を追加計上。
１３目役場庁舎整備基金では１千万円を追加しております。
１３頁下段から１４頁にわたります、３款１項５目の心身障がい者特別対策費では、医療給付事業に係るレセプト電算化によるシステム改修費で４６万２千円を追加計上しております。
７目では、日本介護事業団が、旧江南小学校を活用して開設をします小規模多機能型居宅介護事業所の開設に係る交付金でありますが、４月２６日付けで、改修工事等に対する道の補助金の内示がありまして、道補助金の歳入同額となっております交付金３，７５８万９千円を追加計上してございます。
１４頁にわたる８目では、地域おこし協力隊に貸与している車両の老朽化が著しくなりましたので、リース契約による車両を貸与しようとするものでございます。
２項２目の療育医療給付事業に要する経費では、給付対象者の増によりまして９２万２千円を追加計上。
４款１項２目では、小児慢性特定疾病児の装具購入に係る給付費７万１千円を追加計上してございます。
１５頁をご覧下さい。
６款２項３目では、にわ山森林自然公園の維持管理に要する経費として、積雪により断線した外灯線の復旧工事で３１万８千円を追加計上。
７款１項６目の温泉施設費では、源泉から温泉水を供給している導水管の保全工事を行おうとするものでございますが、長年に渡り堆積した土砂、流木等により、山から湧出する沢水を排出する排水管が埋没をし、溜まった水が、路盤の弱い所に新たな沢を作り、結果、導水管が宙に浮いたような状況になっている箇所が２カ所判明したため、新たな排水路の設置と導水管の保護等を行うため１，５５４万２千円を追加計上してございます。
なお、この財源につきましては、過疎対策事業債を予定しております。
１７頁をご覧下さい。
８款２項１目では、北海道より提示のありました道々の維持補修業務の委託料１４０万２千円を追加計上。

４項２目では、下水道事業会計における繰越金の確定により、繰出金の精査を行い、４３３万８千円を減額計上してございます。

１０款１項２目では、スクールバス購入に対する補助金の内定に伴い、財源振替を行っているところでございます。

この他、教育費につきましては、今春の人事に伴います業務体制の変更により、２点の予算補正を行なっているところでございますが、１点目が、１７頁にわたります、３項１目で、臨時職員の賃金により１８４万８千円を追加計上する一方で、５項３目では、施設の維持管理に係る委託料３７４万５千円を減額計上してございます。

１２款では、人事院規則の改正により、特殊勤務手当の各区分の単価が引上げられますので、夜間看護等手当３２万７千円を追加計上してございます。

続きまして、歳入について説明を致します。

９頁にお戻り下さい。

１４款１項１目では、未熟児医療費負担金で４２万３千円を追加計上。

２項５目では、スクールバス購入に対する補助金２５３万円を追加計上。

１５款１項１目では、未熟児医療費負担金で２１万１千円を追加計上。

２項２目では、重度心身障がい者医療事務費補助金で３０万円。

小規模多機能型居宅介護事業所開設に対する介護サービス提供基盤等整備事業費補助金で３，７５８万９千円を追加計上してございます。

１０頁をご覧下さい。

３目では、小児慢性特定疾病児の日常生活用具給付事業費補助金で４万３千円を追加計上。

３項２目では、道々の道路施設維持管理委託金で１４０万２千円を追加計上しております。

１７款の寄附金では、グレブ・ニキティン様、昭和３７年奈中卒業Ｆ組クラス会ご一同様のご寄附によりまして４万１千円を追加計上したところでございます。

１９款の繰越金では、前年度からの繰越金６，０７９万円を追加計上しております。

１１頁をご覧下さい。

２０款の雑入では、諸収入として６３万２千円を追加計上したほか、２１款の過疎債では、先ほど歳出で申し上げました温泉施設等改修工事で１，５５０万円を追加。

スクールバス更新事業で２６０万円の減額計上を行ったところでございます。

以上におけます歳入歳出の差５，５４４万２千円については、財政調整基金繰入金を減額計上し、収支の均衡を図ったところでございます。

以上、補正予算の概要について説明を申し上げました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

８番。

●８番

１５頁にあります、ないえ温泉の件なんですけれども、ないえ温泉の改修等については、年次的に執り行うということだったんですけれども、今回、これ緊急的に出ているんですけれども、これ発見に至った経過、導水管の埋まっているところは道路から見えるところではないはずなんですけれども、こういう発見に至った経緯について、定期的に見回っている中で見つけたものなのか、その辺詳しく教えて頂きたいというのと、沢水で浸食されて導水管が露出したということなんですけれども、導水管、確か山の中を４キロほど敷設されているんだろうと思いますけれども、同じような沢がいくつかあるのかなと思いますけれども、この辺、他にこういう状況になるような可能性があるところはないのかどうかということ、また、平成１４年に敷設されたかと思います。

この間、今までに何度か増水等によって、総水量というんですか、水量が不足した時もあるんですけれども、現在の水量はきちっと確保されているのか、以上、３点について、質問させて頂きます。

●議長

ふるさと商工観光課長。

●ふるさと商工観光課長

定例会出席、大変ご苦労さまでございます。

今ほど大矢議員の質問にお答えしたいと思いますが、まず、１点目、この状態というものを、どのような経過でこのようになっていたのかということだと思いますけれども、その経過につきましては、昨年、休館している時に、色々温泉の改修とかやっている中で、実は導水管もずっと流れているものですから、それらの調査をしている時に、それらが流れている時に、実は温泉の水がきてないというような状況だったんですね。

それで調査をしましたら、どうも導水管のガス抜きをしていないことによって、温泉が、源泉が自然流下してなかったということが分かったんですけれども、昨年の１０月末に、敷設しているのが旧鉄軌道用地、ご承知のとおり、鉄軌道用地にあるんですけれども、そこのガス抜き作業を順々にやっていったんですね。

その時に、今回の洗掘した箇所というところが、山側なんですけれども、水が溜まっていた、ちょうど沢の水が溜まっていた。

既に、ため池が出来ておりまして、ただこのため池の水は、旧鉄軌道用地のわきの側溝を流れ落ちていたというような状況を確認していたところでございます。

雪解け後に、再度、そういった状況だったものですから、雪解け後に現地を確認をしたところ、この状態が、先ほども説明したかと思いますけれども、土砂が洗掘されて、導水管が露出していたという状況になってございました。

そのようなことで、ガス抜きは定期的に行っているんですけれども、たまたま、休館をしている時に、誰も管理をしていなかったということで、我々町の職員が行った時にそれらが発見したというような経過になってございます。

また、こういった箇所、沢の箇所につきましては、大きくは、今、決壊したところか

というふうに思っておりますけれども、早速、その導水管の敷設しているところ、我々も歩いて、直接そういったところがないのかと、なりそうなところがないのかということも確認して、ずっと温泉まで歩きましたけれども、今のところ状況と致しましては、この２カ所以外にはなかったというふうな確認をしているところでございます。

また、この温泉につきましては、管の７５ミリ口径の管で自然流下しているんですけれども、それらが、どう自然流下をして、それが温泉の施設横にあります水槽の方に貯水されている。

その流量につきましては、目測にしかならないんですけれども、約１００トン入る水槽なんですけれども、そこには、常時、溜まっているという状況でございます。

また、もう１点、過去に敷設してから、導水管の不具合といいますか、そういったことがなかったかということだと思うんですけれども、数年前、３年ほど前だったと記憶しているんですけれども、埋設になっていた状態で、多分そこに埋まっている石が原因だと思うんですけれども、それによって、管が穴を開いて漏水をしていたということは実はありまして、それは、もうすぐに、その現場が確認できたものですから、すぐそこを掘り起こしまして、修繕をして、補修をした。

そういう経緯が１点あります。

質問は以上かと思いますけれども、以上と致します。

●議長

８番大矢議員。

●８番

今回は緊急を要するパターン、泉源ですから、温泉の生命線ですから、理解はするんですけれども、今の話を聞きますと、災害を別にしまして通常であれば、当面、導水管、水量等も確保できているしということでございますから、今後、当面は投資しなくてもいいというふうに考えているのかどうか、確認したいと思います。

●議長

ふるさと商工観光課長。

●ふるさと商工観光課長

只今の大矢議員の質問にお答え致したいと思いますが、現状の今、改修、新たな原状回復というよりは、新たに導水管路をきちんと整備するというようなことで、させて頂きますので、現状を確認している中での今後のこういったことは起きないというふうに考えております。

●議長

よろしいですか。

●８番
はい。

●議長
その他、質疑ございませんか。

（なし）

●議長
質疑を終わります。
討論を行います。

（なし）

●議長
討論なしと認めます。
議案第１号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

●議長
異議なしと認めます。
本案は、原案のとおり可決されました。
ここで、昼食のため１時００分まで休憩とします。

（昼休憩）　（１１時４８分）

日程第１０　議案第２号の上程・説明・質疑・討論・採決　（１２時５９分）

●議長
会議を再開します。
日程第１０、議案第２号「平成３０年度奈井江町国民健康保険事業会計補正予算（第１号）」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。
副町長。

（副町長　登壇）

●副町長
議案書の１９頁をお開き下さい。
議案第２号「平成３０年度奈井江町国民健康保険事業会計補正予算（第１号）」
平成３０年度奈井江町の国民健康保険事業会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。
第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ７５８万１千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億１，９４５万１千円とする。
２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。
平成３０年６月２０日提出、奈井江町長。
次頁をご覧下さい。
第１表、歳入歳出予算補正の始めに歳入から説明申し上げます。
５款繰越金７５８万１千円を追加し７５８万２千円、歳入合計が同様でありますが、７５８万１千円を追加し２億１，９４５万１千円とするものでございます。
歳出でありますが、２款積立金が７５１万円を追加し２，１８９万８千円、４款諸支出金７万１千円を追加し８４５万３千円、歳出合計で７５８万１千円を追加し２億１，９４５万１千円とするものでございます。
それでは、補正予算の内容について歳出よりご説明申し上げます。
２３頁をお開き下さい。
４款１項５目では、前年度に実施をしました国保システム改修が、当初の予定よりも安く完了したことによりまして、７万１千円の国庫補助金の返還として追加計上してございます。
続きまして、歳入について説明致します。
２２頁をご覧下さい。
５款の繰越金では、前年度からの繰越金７５８万１千円の追加計上を行い、以上におけます歳入歳出の差７５１万円については全額、基金に積立てを行ったところでございます。
以上が、補正予算の概要でございます。
よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長
説明が終わりましたので、質疑を行います。

（なし）

●議長
質疑なしと認めます。
討論を行います。

（なし）

●議長
　討論なしと認めます。
　議案第２号を採決します。
　本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

●議長
　異議なしと認めます。
　本案は、原案のとおり可決されました。

日程第１１　議案第３号の上程・説明・質疑・討論・採決　　（１３時０３分）

●議長
　日程第１１、議案第３号「平成３０年度奈井江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）」を議題とします。
　提案理由の説明を求めます。
　副町長。

（副町長　登壇）

●副町長
　議案書の２４頁をお開き下さい。
　議案第３号「平成３０年度奈井江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）」
　平成３０年度奈井江町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。
　第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ５４万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１億４万円とする。
　２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。
　平成３０年６月２０日提出、奈井江町長。
　次頁をご覧下さい。
　第１表、歳入歳出予算補正であります。
　始めに歳入から説明を致します。
　５款繰越金で５４万円を追加し５４万１千円、歳入合計５４万円を追加し１億４万円とするものであります。

歳出でありますが、２款後期高齢者医療広域連合納付金で５４万円を追加し９，９４４万２千円とするものであり、歳出合計が５４万円を追加し１億４万円とする予算でございます。
補正予算の内容について、はじめに歳出より説明を致します。
２７頁をご覧下さい。
５款の繰越金で、前年度からの繰越金５４万円を追加計上。
２８頁にあります歳出２款の後期高齢者医療広域連合納付金で、同額であります５４万円を追加計上したところでございます。
以上、補正予算の概要について説明申し上げました。
よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長
説明が終わりましたので、質疑を行います。

（なし）

●議長
質疑なしと認めます。
討論を行います。

（なし）

●議長
討論なしと認めます。
議案第３号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

●議長
異議なしと認めます。
本案は、原案のとおり可決されました。

日程第１２　議案第４号の上程・説明・質疑・討論・採決　　（１３時０５分）

●議長
日程第１２、議案第４号「平成３０年度奈井江町下水道事業会計補正予算（第１号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。
副町長。

（副町長　登壇）

●副町長
議案書２９頁をご覧下さい。
議案第４号「平成３０年度奈井江町下水道事業会計補正予算（第１号）」
平成３０年度奈井江町の下水道事業会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。
歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。
平成３０年６月２０日提出、奈井江町長。
次頁をご覧下さい。
第１表、歳入歳出予算補正の歳入であります。
３款繰入金４３３万８千円を減じて２億８，３５４万９千円、４款繰越金４３３万８千円を追加し４３４万円、歳入合計が、補正額ゼロとして、４億４，３５０万円とするものであります。
なお、歳出に関わる予算の補正はございません。
それでは補正の内容について、歳入より説明を致しますので、３２頁をお開き下さい。
４款繰越金では、前年度からの繰越金４３３万８千円の追加計上を行うとともに、３款の繰入金で、一般会計からの繰入金を同額減額計上を行い、収支の均衡を図ってございます。
なお、３３頁の歳出においては、歳入予算の補正に伴っての、公債費の財源振り替えを行ったところでございます。
以上、補正予算の概要について説明致しました。
よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長
説明が終わりましたので、質疑を行います。

（なし）

●議長
質疑なしと認めます。
討論を行います。

（なし）

●議長
　討論なしと認めます。
　議案第４号を採決します。
　本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

●議長
　異議なしと認めます。
　本案は、原案のとおり可決されました。

日程第１３　議案第５号の上程・説明・質疑・討論・採決　　（１３時０８分）

●議長
　日程第１３、議案第５号「平成３０年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第１号）」を議題とします。
　提案理由の説明を求めます。
　副町長。

（副町長　登壇）

●副町長
　議案書３４頁をご覧下さい。
　議案第５号「平成３０年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第１号）」
　第１条、平成３０年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。
　第２条、平成３０年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計、以下予算といいますが、第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。
　収入については、補正はございません。
　支出でありますが、第１款病院事業費用について５６万３千円を追加し１１億４，４４１万１千円とするものでございます。
　第３条では、予算第７条に定めた経費の金額を、次のように改める。
　（１）の職員給与費で５６万３千円を追加し５億５，９９８万６千円とするものであります。
　平成３０年６月２０日提出、奈井江町長。
　それでは、補正予算の内容について、説明を申し上げます。
　３６頁をご覧下さい。

１款１項１目の給与費で、今ほど申し上げました理由により、夜間看護手当５６万３千円を追加計上してございます。
以上の結果、単年度実質収支で７，５０１万８千円の赤字、繰越実質収支で４，３３３万円の黒字を見込んでいるところでございます。
以上、補正予算の概要について説明致しました。
よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長
説明が終わりましたので、質疑を行います。

（なし）

●議長
質疑なしと認めます。
討論を行います。

（なし）

●議長
討論なしと認めます。
議案第５号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

●議長
異議なしと認めます。
本案は、原案のとおり可決されました。

日程第１４　請願第１号の上程・付託　（１３時１１分）

●議長
日程第１４、請願第１号「義務教育費国庫負担制度堅持と負担率２分の１への復元、「３０人以下学級」の実現などに向けた教育予算の確保・拡充と就学保障の充実を求める意見書の採択を求める請願書」を議題とします。
請願書の写しをお手元に配布しておりますので、表題のみ事務局長に朗読させます。
事務局長。

●事務局長
（請願第１号）朗読

●議長
紹介議員の補足説明があれば、発言を許します。
５番三浦議員。

●５番
義務教育費の国庫負担率が２分の１から３分の１へと減額されたことにより、定数内期限付採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数が満たされない状況が顕著になっています。
さらに、「給付型奨学金」が先行実施されたものの、対象者が限定されていることから、有利子「奨学金制度」を利用せざるを得ず、経済的理由で進学・就学を断念する子供たちがおり、教育の機会均等の確保は喫緊の課題です。
したがって、子供たちが、住む地域や環境に関係なく、きめ細やかな教育を等しく受けられるよう、義務教育費の国庫負担を元の２分の１へと戻し、「３０人以下学級」の実現などに向けた教育予算の確保と、就学保障の充実を衆議院議長や文部科学大臣など、関係大臣に要請するものであります。
各議員のご理解とご賛同をお願い致します。

●議長
おはかりします。
請願第１号は、奈井江町議会会議規則第９０条第１項の規定により、所管のまちづくり常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし）

●議長
異議なしと認めます。
請願第１号は、まちづくり常任委員会に付託することに決定しました。
おはかりします。
只今、まちづくり常任委員会に付託しました請願第１号につきましては、会議規則第４５条第１項の規定により、６月２１日までに審査が終わるよう期限をつけたいと思います。
ご異議ありませんか。

（異議なし）

●議長

異議なしと認めます。
請願第１号については６月２１日までに審査が終わるよう期限をつけることに決定しました。

閉会

●議長
おはかりします。
６月２１日は、議案調査のため休会としたいと思います。
ご異議ありませんか。

（異議なし）

●議長
異議なしと認めます。
議案調査のため６月２１日は、休会とすることに決定しました。
以上で、本日予定した議事日程を全部終了しましたので、本日はこれで散会とします。
なお、２２日は１０時００分より会議を再開します。
本日は、大変、ご苦労さまでした。

（１３時１５分）

平成３０年第２回奈井江町議会定例会

平成３０年６月２２日（金曜日）
午前９時５８分開会

〇議事日程（第２号）

第　１　会議録署名議員の指名について
第　２　議案第　７号　奈井江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
第　３　議案第　８号　奈井江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
第　４　議案第　９号　奈井江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部を改正する条例
第　５　議案第１０号　奈井江町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
第　６　議案第１１号　固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
第　７　請願第　１号　義務教育費国庫負担制度堅持と負担率２分の１への復元、「３０人以下学級」の実現などに向けた教育予算の確保・拡充と就学保障の充実を求める意見書の採択を求める請願書
第　８　意見案第１号　義務教育費国庫負担制度堅持と負担率２分の１への復元、「３０人以下学級」の実現などに向けた教育予算の確保・拡充と就学保障の充実を求める意見書
第　９　意見案第２号　北海道主要農作物種子条例の制定を求める意見書
第１０　会議案第１号　議員の派遣承認について
第１１　調査第　１号　議会運営委員会の調査の付託について
第１２　調査第　２号　まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について
第１３　調査第　３号　広報常任委員会の所管事務調査の付託について

○ 出席議員（９名）

１番	大　関　光　敏	２番	竹　森　　毅
３番	遠　藤　共　子	４番	石　川　正　人
５番	三浦　きみ子	６番	森　岡　新　二
７番	笹　木　利律子	８番	大　矢　雅　史
９番	森　山　　務		

○ 欠席議員　なし

○ 地方自治法第１２１条により出席した者の氏名（１５名）

町長	北　良治
副町長	相澤　公
教育長	萬　博文
まちづくり参事	碓井直樹
健康ふれあい参事	小澤敏博
会計管理者	小澤克則
くらしと財務課長	馬場和浩
まちなみ課長	大津一由
おもいやり課長	石塚俊也
ふるさと商工観光課長	横山　誠
ふるさと農政課長	辻脇泰弘
教育委員会事務局長	松本正志
町立病院事務長	杉野和博
代表監査委員	中野浩二
農業委員会会長	千徳信行

〇欠席した者の氏名　なし

○ 職務のために出席した者の職氏名（２名）

議会事務局長	山﨑　静
議会庶務係長	東藤美妃代

（９時５８分）

開会・挨拶

●議長

皆さん、おはようございます。

第２回定例会、最終日、大変ご苦労さまです。

只今、出席議員９名で定足数に達していますので、会議を再開します。

日程第１　会議録署名議員の指名について

●議長
　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。
　会議録署名議員は、会議規則第１２２条の規定により、１番大関議員、８番大矢議員を指名します。

日程第２　議案第７号の上程・説明・質疑・討論・採決　　（９時５８分）

●議長
　日程第２、議案第７号「奈井江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題とします。
　提案理由の説明を求めます。
　副町長。

（副町長　登壇）

●副町長
　第２回定例会２日目、ご出席大変お疲れさまでございます。
　それでは議案第７号について説明を申し上げます。
　議案書の３９頁をお開き下さい。
　議案第７号であります。
　奈井江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する
　平成３０年６月２０日提出、奈井江町長。
　本案につきましては、国が全国的に不足しております放課後児童支援員の確保を目的に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正を行い、同支援員の基礎資格につきまして、学校教諭の資格の定義を教員免許状を有する者に明確化するとともに、５年以上の実務経験があり、市町村長が適当と認めた方の対象要件を新設し、今まで対象外でありました中学校卒業者についても、対象とする旨の拡充がはかられたため、本条例の改正を行うものでございます。
　以上、条例改正の概要について、ご説明申し上げました。
　よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長
　説明が終わりましたので、質疑を行います。

（なし）

●議長
　質疑なしと認めます。
　討論を行います。

（なし）

●議長
　討論なしと認めます。
　議案第７号を採決します。
　本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

●議長
　異議なしと認めます。
　本案は、原案のとおり可決されました。

日程第３　議案第８号の上程・説明・質疑・討論・採決　　（１０時０１分）

●議長
　日程第３、議案第８号「奈井江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題とします。
　提案理由の説明を求めます。
　副町長。

（副町長　登壇）

●副町長
　議案書の４０頁をお開き下さい。
　議案第８号であります。
　奈井江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。
　平成３０年６月２０日提出、奈井江町長。
　本案につきましては、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴いまして、代替保育の提供に係る連携施設の確保及び乳幼児に提供する食事の外部搬入に関する要件を緩和するため、本条例の改正を行うものであり、代替保育の提供先として、小規模保育事業者や、事業所内保育事業者等を対象としたほか、家庭的保育事

業者の食事提供の特例として、アレルギー対応等の配慮が適切に応じることが出来る事業者からの外部搬入を可能とする等々の改正を行うものでございます。
　以上、条例改正の概要について、ご説明申し上げました。
　よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長
　説明が終わりましたので、質疑を行います。

（なし）

●議長
　質疑なしと認めます。
　討論を行います。

（なし）

●議長
　討論なしと認めます。
　議案第８号を採決します。
　本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

●議長
　異議なしと認めます。
　本案は、原案のとおり可決されました。

日程第４　議案第９号の上程・説明・質疑・討論・採決　　（１０時０３分）

●議長
　日程第４、議案第９号「奈井江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部を改正する条例」」を議題とします。
　提案理由の説明を求めます。
　副町長。

（副町長　登壇）

●副町長

議案書の４２頁をお開き下さい。
議案第９号について説明を申し上げます。
奈井江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部を次のように改正する。
平成３０年６月２０日提出、奈井江町長。
本案につきましては、子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴いまして、教育認定の子供に関わる第３階層の利用者負担額の引き下げを行うため、改正を行うものでありますが、本年４月１日から適用しようとするものでございます。
以上、条例改正の概要について、説明申し上げました。
よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長
説明が終わりましたので、質疑を行います。

（なし）

●議長
質疑なしと認めます。
討論を行います。

（なし）

●議長
討論なしと認めます。
議案第９号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

●議長
異議なしと認めます。
本案は、原案のとおり可決されました。

日程第５　議案第１０号の上程・説明・質疑・討論・採決　　（１０時０５分）

●議長
日程第５、議案第１０号「奈井江町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。
副町長。

（副町長　登壇）

●副町長
議案書の４３頁をお開き下さい。
議案第１０号であります。
奈井江町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例次のように改正する。
平成３０年６月２０日提出、奈井江町長。
本案につきましては、国の子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、教育認定、いわゆる幼稚園型のことでございますが、このうちの３、４歳児に関わる第４階層の第１子、第２子の利用者負担額の引き下げを行うため、改正を行い、本年４月１日から適用しようとするものでございます。
以上、条例改正の概要について、説明申し上げました。
よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長
説明が終わりましたので、質疑を行います。

（なし）

●議長
質疑なしと認めます。
討論を行います。

（なし）

●議長
討論なしと認めます。
議案第１０号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

●議長
異議なしと認めます。
本案は、原案のとおり可決されました。

日程第６　議案第１１号の上程・説明・質疑・討論・採決　　（１０時０６分）

●議長
　日程第６、議案第１１号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。
　提案理由の説明を求めます。
　町長。

（町長　登壇）

●町長
　皆さん、おはようございます。
　第２回定例会連日、大変ご苦労さまでございます。
　今提案されました、固定資産評価審査委員会委員、長谷　忠司氏が、平成３０年６月２３日付けをもって任期満了となりますので、石川　健吾氏を選任いたしたく、地方税法第４２３条第３項の規定により、町議会の同意を求めるところでございます。
　平成３０年６月２０日提出、奈井江町長。
　履歴については、４５頁４６頁に記載されておりますので、ご同意のほど、よろしくお願い申し上げます。

●議長
　人事案件ですので、特に質疑があれば発言を許します。

（なし）

●議長
　質疑なしと認めます。
　討論を行います。

（なし）

●議長
　討論なしと認めます。
　議案第１１号を採決します。
　本案は、これに同意することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

●議長
異議なしと認めます。
本案は、これに同意することに決定しました。

日程第７　請願第１号の上程・報告・討論・採決　（１０時０８分）

●議長
日程第７、請願第１号「義務教育費国庫負担制度堅持と負担率２分の１への復元、「３０人以下学級」の実現などに向けた教育予算の確保・拡充と就学保障の充実を求める意見書の採択を求める請願書」を議題とします。
本請願につきましては、まちづくり常任委員長より、審査報告書が議長に提出されております。
常任委員会報告書について、委員長の発言を許します。
まちづくり常任委員長、３番遠藤議員。

（まちづくり常任委員長　登壇）

●３番
まちづくり常任委員会の審査報告を致します。
６月２０日本会議において付託されました、請願第１号「義務教育費国庫負担制度堅持と負担率２分の１への復元、「３０人以下学級」の実現などに向けた教育予算の確保・拡充と就学保障の充実を求める意見書の採択を求める請願書」の審査を、２０日役場３階議員控室にて委員会を開催し審査を行い、結果を得ましたので、その結果をご報告申し上げます。
補佐人として、北海道教職員組合 奈井江支会 書記長 木村　淳氏が同席され、紹介議員からの現状等の説明を受けた後、質疑を行い、慎重かつ熱心に審査を行い、全会一致で採択すべきものと決定致しました。
なお、請願の採択に伴う意見書（案）を含む２件の意見書（案）についても、審議したことをご報告申し上げます。
審議した結果、２件の意見書（案）を、今定例会に意見案として提案することと致しましたので、あわせてご報告申し上げます。
以上、まちづくり常任委員会の報告と致します。

●議長
請願第１号「義務教育費国庫負担制度堅持と負担率２分の１への復元、「３０人以下学級」の実現などに向けた教育予算の確保・拡充と就学保障の充実を求める意見書の採択を求める請願書」に対する討論を行います。

（なし）

●議長
　討論なしと認めます。
　請願第１号を採決します。
　本請願に対する委員長の報告は採択であります。
　本請願は、委員長の報告のとおり採択することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

●議長
　異議なしと認めます。
　本請願は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第８　意見案第１号の上程・説明・質疑・討論・採決　　（１０時１１分）

●議長
　日程第８、意見案第１号「義務教育費国庫負担制度堅持と負担率２分の１への復元、「３０人以下学級」の実現などに向けた教育予算の確保・拡充と就学保障の充実を求める意見書」を議題とします。
　事務局長に、一部を省略し朗読させます。
　事務局長。

●事務局長
（意見案第１号）朗読

●議長
　本案に対する質疑を行います。

（なし）

●議長
　質疑なしと認めます。
　討論を行います。

（なし）

●議長
　討論なしと認めます。
　意見案第１号を採決します。
　本案は、提案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

●議長
　異議なしと認めます。
　本案は、提案のとおり可決されました。

日程第９　意見案第２号の上程・説明・質疑・討論・採決　　（１０時１４分）

●議長
　日程第９、意見案第２号「北海道主要農作物種子条例の制定を求める意見書」を議題とします。
　事務局長に一部を省略し朗読させます。
　事務局長。

●事務局長
（意見案第２号）朗読

●議長
　提案者の補足説明があれば、発言を許します。
　２番竹森議員。

●２番
　おはようございます。
　北海道主要農作物種子条例の制定を求める意見書の提出議員の立場から、少し補足説明を致したいと思います。
　昭和２７年に制定され、稲、麦、大豆の原種の生産や優良品種を決める試験を都道府県に義務付けた「主要農作物種子法」が、今年４月１日に廃止されました。
　この種子法は、国や都道府県の公的役割を明確にしたものであります。
　この法律のもとで、国内の稲、麦、大豆などの主要農作物の種子の生産や普及が図られ、農業者には、優良で安心な種子が、消費者には、おいしいお米などの農産物が安定的に供給されてきました。
　種子法廃止により、今後、都道府県などの公的役割が後退し、種子の安定供給や価格の不安定化、地域の気候風土に適した種子の生産・普及の衰退が心配されます。

種子法廃止法案可決にあたっては、都道府県が、主要農作物の生産に、これまで多大な貢献があったことを踏まえ、引き続き、事業を取り組むための財政措置などを求めた付帯決議もされています。

このことを受けて、現時点で、新潟県・兵庫県・埼玉県の３県が、種子条例を制定しています。

農業が、基幹産業である北海道だからこそ、現行の種子生産・普及体制の取り組みを活用し、農業者や消費者の不安払しょくのためにも、北海道独自の種子条例を制定するよう、要望するものです。

このため、この意見書を提出するものです。

どうか、全議員の賛成をもって、可決決定をお願い致します。

●議長

本案に対する質疑を行います。

（なし）

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

（なし）

●議長

討論なしと認めます。

意見案第２号を採決します。

本案は、提案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

●議長

異議なしと認めます。

本案は、提案のとおり可決されました。

日程第１０　会議案第１号の上程・説明・承認　（１０時１９分）

●議長

日程第１０、会議案第１号「議員の派遣承認について」を議題とします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長
（会議案第１号）朗読

●議長
本案は、提案のとおり承認することとしたいと思います。
なお、日程等の変更については、あらかじめ議長に一任願います。
これにご異議ありませんか。

（異議なし）

●議長
異議なしと認めます。
本案は、提案のとおり承認することに決定しました。

日程第１１　調査第１号の上程・説明・付託　（１０時２１分）

●議長
日程第１１、調査第１号「議会運営委員会の調査の付託について」を議題とします。
事務局長に朗読させます。
事務局長。

●事務局長
（調査第１号）朗読

●議長
本案は、議会運営委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

●議長
異議なしと認めます。
本案は、議会運営委員会に付託することに決定しました。

日程第１２　調査第２号の上程・説明・付託　（１０時２２分）

●議長
　日程第１２、調査第２号「まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について」を議題とします。
　事務局長に朗読させます。
　事務局長。

●事務局長
（調査第２号）朗読

●議長
　本案は、まちづくり常任委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

●議長
　異議なしと認めます。
　本案は、まちづくり常任委員会に付託することに決定しました。

日程第１３　調査第３号の上程・説明・付託　　（１０時２４分）

●議長
　日程第１３、調査第３号「広報常任委員会の所管事務調査の付託について」を議題とします。
　事務局長に朗読させます。
　事務局長。

●事務局長
（調査第３号）朗読

●議長
　本案は、広報常任委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

●議長
　異議なしと認めます。
　本案は、広報常任委員会に付託することに決定しました。

閉会

●議長

以上で、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了しました。

平成３０年奈井江町議会第２回定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

（１０時２５分）